

伊豆赤十字介護医療院 運営規程

(施設の目的)

第1条 日本赤十字社が開設する伊豆赤十字介護医療院（以下「医療院」という。）が行う介護医療院の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にあり、居宅における生活に支障が生じた高齢者（以下「入所者」という。）に対し、入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようすることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 医療院は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う事を目指すものである。

2. 介護医療院サービスの実施に当たっては、入所者の意思及び人権を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
3. 介護医療院サービスの実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携を努めるものとする。
4. 前項のほか、「静岡県条例第22号介護医療院の人員並びに設備及び運営の基準に関する条例定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(医療院の名称及び所在地)

第3条 事業を行う医療院の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 伊豆赤十字介護医療院
- (2) 所在地 静岡県伊豆市小立野100番地の2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 医療院に勤務する従業者（以下「従業者」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される介護医療院の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 医師 0.96 人以上

入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行うとともに、医療院の衛生管理等の指導を行う。

(3) 薬剤師 0.32 人以上

医師の指示に基づき調剤を行い、医療院で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。

(4) 看護職員 16 人以上

医師の診療補助及び医師の指示による入所者の看護、医療院の衛生管理の業務を行う。

(5) 介護職員 24 人以上

入所者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。

(6) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 適当数

医師等と共同してリハビリテーション実施計画を作成するとともに、当該計画に従いリハビリテーションを行う。

(7) 管理栄養士 1 人以上

入所者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、食品衛生法に定める衛生管理を行う。

(8) 介護支援専門員 1 人以上

入所者の解決すべき課題を把握し、入所者及びご家族の意向を踏まえた介護医療院サービス計画を作成する。

2 前項に定めるもののほか、医療院の運営上、必要な従業者を置くものとする。

(入所定員)

第5条 医療院の入所者の定員は(I型介護医療院)0 人 (II型介護医療院) 96 人とする。

合計 96 人とする。【内訳 2 階療養棟 48 人 3 階療養棟 48 人】

(介護医療院サービス内容)

第6条 介護医療院サービスの内容は、居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関するあらゆる職種の従業者の協議によって作成される介護医療院サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とし、介護医療院サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

(1) 介護医療院サービスの提供に当たっては、入所者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、入所者の心身の状況等を踏まえて、入所者の療養を妥当適切に行うものとする

(2) 介護医療院サービスの提供に当たっては、介護医療院サービス計画に基づき、漫

然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

- (3) 介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、従業者は入所者及びその家族に対して、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明しなければならない。
- (4) 介護医療院サービスの提供に当たっては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (5) 医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護医療院の利用料金)

第7条 介護医療院の利用料は「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年 厚生省告示第21号）」に定める額とし、医療院が法定代理受領サービスを提供する場合には、入所者から本人負担分の支払いを受けることができる。

- 2 医療院は前項に規定する利用料の他、入所者から、別表に定める費用の額の支払いを受けることができる。なお、介護保険負担限度額認定を受けている入所者の居住費及び食費については、介護保険負担限度額確認証に記載された負担限度額を利用者負担とする。
- 3 第1項及び第2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ入所者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとするが、第2項費用の徴収に当たっては文書により行うものとし、当該各号の額を変更する時は、あらかじめ、その変更について入所者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 入所者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 施設内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- (2) 施設内での秩序維持に努め、口論、暴行又は中傷その他、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- (3) 火気厳禁とする。
- (4) 施設に危険物を持ち込んではならない。
- (5) 外出、外泊を希望する場合は、所定の手続きにより管理者に届け出ること。
- (6) 施設の安全衛生を害する行為をしないこと。

(7) 入所者の所持金その他貴重品については自己管理を原則とする。ただし、入所者の心身の状況により入所者又はその家族からの申し出により、管理者が責任者を持って管理することができる。

2. 前項第7号の規定により、管理者が入所者の所持金その他貴重品を保管する場合、善良な注意義務をもって保管しなければならない。

(非常災害対策対応)

第9条 医療院は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。

2. 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む必要な総合訓練を地域の消防署等の協力を得たうえで、定期的に年2回以上実施するなど、入所者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

(衛生管理等)

第10条 医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備、食材及び飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。また、医薬品及び医療器具の管理についても、適正な管理を行わなければならない。

2. 医療院は、施設内において感染症の発生又はその蔓延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 医療院は、入所者に対する介護医療院サービス提供により事故が発生した場合は、当該入所者の家族及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2. 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
3. 医療院は入所者に対する介護医療院サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第12条 医療院は、提供した介護医療院サービスに対する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置するものとする。

2. 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
3. 医療院は、介護保険法の規定により市町村等から文書の提出等を求められた場合は、

速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

- 4 医療院は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密保持)

第 13 条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、入所者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 医療院は、サービス担当者会議等で入所者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならぬ。

(地域との連携)

第 14 条 医療院は、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力をを行い、地域との交流に努めるものとする。

(従業者の研修)

第 15 条 医療院は従業者の資質向上を図るための研究又は研修の機会を設け、適切かつ効率的に介護医療院サービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を整備するものとする。

- 2 医療院は次の各号に定める研修を実施するものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内
 - (2) 継続研修 年 3 回以上
- 3 医療院は、必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(記録の整備)

第 16 条 医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 介護医療院サービス計画
- (2) 居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて検討の内容等の記録
- (3) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (4) 身体拘束の態様及び時間、その際の入所者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 入所者に関する市町村への通知に係る記録

- (6) 苦情の内容等に関する記録
- (7) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 医療院は従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から 5 年間保存するものとする。

(虐待防止のための措置)

第 17 条 医療院は、利用者の人権の援護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待の防止に関する責任者を選定する。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に開催する。
- 4 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底を図る。
- 5 サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 18 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(協力医療機関等)

第 19 条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めるものとする。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させができるよう努めるものとする。
- 6 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

附 則

この運営規程は令和3年5月1日から施行する

令和4年4月1日改定

令和4年10月1日改定

令和5年11月1日改定

令和6年4月1日改定【今回改訂下線部】